

# 分 別 収 集 計 画

令和4年6月

今治市

# 今治市分別収集計画

令和4年6月30日

## 1 計画策定の意義

今治市においては、ごみの排出抑制やリサイクルによって極力ごみの減量化を図り、本市の実状に則した循環型社会の実現を目指すとともに、資源として有効利用できないごみについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することとしている。そのため、平成29年4月に策定した今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間目標である令和元年度のごみ処理実績を踏まえ、これまでの施策を評価し、そのうえで、今後の本市における廃棄物の処理に係る課題を抽出した。そうしたことから令和3年3月に今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を新たに策定し、施策を見直すことで新たなごみの減量化や資源化等の目標を設定し、「循環型都市いまばり」の実現を目指している。

資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題が深刻化している今日、これらの問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成30年度に新しいごみ処理施設及びリサイクルセンターの稼動開始となったものの、廃止された最終処分場に代わる新たな最終処分場の確保が極めて困難であり、廃棄物処理を取り巻く環境は、いまだ厳しい状況下にある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することによって、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分量の減量をはじめとする課題を解決すると同時に資源の有効利用が促進され、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的事項

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1)ごみの排出抑制と、リユース・リサイクルを目指した地域社会づくり
- (2)市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる、快適なまちづくり
- (3)環境教育の充実による、循環型社会づくり

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	11, 483	11, 319	11, 156	10, 992	10, 828

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を実施する。なお実施するに当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、責任を担いながら、相互に協力・連携を図りながら、各種事業を進めるものとする。

●容器包装廃棄物の排出抑制のための施策

施 策 名	施 策 概 要
1 教育、啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学4年生を対象としたごみの副読本を配布すると共に学校、自治会単位での出前ごみ学習講座を実施。</li> <li>• 3Rの意義及び効果を、広報誌やチラシ、小冊子等の全戸配布による普及啓発活動の推進によってPRする。</li> <li>• 今治市3R推進イメージキャラクター「まだ使えるケン(犬)あーるん」による啓発活動の実施。(各種イベントへの参加)</li> </ul>
2 排出抑制に向けた販売店への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民の要望が多い「販売店等を活用した容器包装廃棄物の拠点回収」を推進する。</li> <li>• 販売店に対し、レジ袋の削減及び過剰包装の自粛について協力要請。</li> </ul>
3 リサイクルフェアの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イベントの開催により、不用品を必要な人に譲ることでごみの減量や、再使用を推進する。</li> </ul>
4 資源ごみ集団回収活動奨励金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治会等の任意登録団体による資源回収活動を推進し、1kgにつき3円の奨励金を交付。</li> </ul>
5 生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみを減量、堆肥化させる容器等の購入に対する補助金の交付。</li> </ul>
6 グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁用品、公共関与事業におけるグリーン購入対象品の使用促進。</li> </ul>
7 環境フェスティバルの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イベントを開催し、多くの来場者に環境保全の重要性及び3R推進に向けた意識醸成を図る。</li> </ul>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分を、下記のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の包装容器であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)	
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

◎ 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み (単位:t)

分別収集する容器包装の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール缶	111	109	108	106	105
主としてアルミ缶	91	90	89	87	86
無色のガラスびん	264	260	256	253	249
茶色のガラスびん	276	272	268	264	261
その他の色のガラスびん	108	106	105	103	101
主として紙製の容器包装であつて 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8	8	8	7	7
主として段ボール製の容器包装	835	823	811	799	787
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	273	269	265	261	258
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	864	850	838	826	814
(うち白色トレイ)	6	5	5	5	5

\*今治市では独自処理をおこなっていない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量(見込み)=令和3年度収集実績×人口増減率

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口 (人)	143, 498	141, 588	139, 678	137, 687	135, 696
対前年比 (%)	0. 9616	0. 9488	0. 936	0. 92266	0. 90932

人口推計は、国立社会保障・人口研究所 平成30年推計より算出

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では平成30年4月から開始した収集体制を活用することとする。

なお、現在、自治会や婦人会等の市民団体が自主的に取り組んでいる古紙・古布の集団回収はもとより、小売店舗等の店頭回収についても、引き続き分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の 分別区分	収集運搬段階	選別保管 等段階
金属	スチール	空き缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者による定期収集</li> <li>・ スーパーや小売店舗の店頭回収</li> </ul>	市(直営) 民間業者
	アルミ			
びん	無色のガラス	無色のガラスびん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市による定期収集</li> <li>・ 委託業者による定期収集</li> <li>・ スーパーや小売店舗の店頭回収</li> </ul>	市(直営)
	茶色のガラス	茶色のガラスびん		
	その他の色のガラス	その他の色のガラスびん		
紙類	紙パック	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市による定期収集</li> <li>・ 委託業者による定期収集</li> </ul>	民間業者
	段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市による定期収集</li> <li>・ 委託業者による定期収集</li> </ul>	市(直営) 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者による定期回収</li> <li>・ スーパーや小売店舗の店頭回収</li> </ul>	市(直営) 民間業者
	その他のプラスチック(白色トレイ)	白色トレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市による定期収集</li> <li>・ 委託業者による定期回収</li> </ul>	市(直営)
	その他のプラスチック(白色トレイ以外のもの)	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者による定期回収</li> </ul>	市(直営)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

ガラスびんについては、陸地部は今治市クリーンセンター内のストックヤードで選別・保管を行い、島嶼部は伯方中継センター、大三島中継センターで、それぞれ選別、保管を行う。スチール缶、アルミ缶については、陸地部は民間業者の施設へそれぞれ直接搬入により処理を行い、島嶼部は、大島中継センター、伯方中継センター及び大三島中継センターでそれぞれ保管を行う。ペットボトル・段ボールについては、陸地部は民間業者の施設へそれぞれ直接搬入により処理を行い、島嶼部は伯方中継センターでそれぞれ選別・圧縮・保管を行う。その他については、民間業者の施設へそれぞれ直接搬入により処理しているため、引き続き現体制で行う。また、その他プラスチック(白色トレイ及び容器包装プラスチック)については、リサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行う。

分別収集する容器 ・包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	備考
スチール	空き缶	専用ネット	パッカー車 平ボディ車	市の施設 (保管) 民間の施設 (選別・圧縮・保管)	
アルミ					
無色のガラス	無色のガラス びん				
茶色のガラス	茶色のガラス びん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	市の施設 (選別・破碎・保管)	
その他の色の ガラス	その他の色の ガラスびん				
紙パック	紙パック	十文字に縛る	平ボディ車	民間の施設 (処理・保管)	
段ボール	段ボール	十文字に縛る	パッカー車	市の施設 (選別・圧縮・保管) 民間の施設 (選別・圧縮・保管)	
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット	平ボディ車	市の施設 (選別・圧縮・保管) 民間の施設 (選別・圧縮・保管)	
その他プラスチック(白色トレイ)	白色トレイ	専用ネット	平ボディ車	市の施設 (選別・保管)	
その他プラスチック(白色トレイ以外のもの)	プラスチック製 容器包装	専用ネット	パッカー車	市の施設 (選別・圧縮・保管)	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 今治市廃棄物減量等推進審議会より答申を受け、容器包装廃棄物の分別を円滑かつ効率的に進めていく。
- ステーションごとにリサイクル指導員を配置し、分別排出ルールの徹底と、回収率の向上を図る。
- 容器包装廃棄物について、適正な分別排出や分別区分を周知するため、手引書を作成し、各戸配布する。
- 容器包装リサイクル法の精神にのっとり、事業者に対し、継続した自主回収及び拠点回収の要請をするものとする。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を継続する。

## 《特記事項》

### ○ごみ処理システム

本市における資源化に対応すべきごみ処理システムを図1に示す。

可燃物、不燃物、粗大、資源分別収集という枠組みは現状と同様で、ペットボトル及び紙類は、民間リサイクルを併用とすること等によりリサイクル型の仕組みとする。平成30年度より新たに整備されたリサイクルセンターで、不燃物、粗大ごみ及び資源分別収集の対象物の処理を行う。

図1 ごみ処理システム

